

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	8	府省庁名	環境省
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	認定特定非営利活動法人に対する税制上の特例措置の新設・拡充・延長		
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち一定の要件を満たし、国税庁長官の認定を受けた法人（「認定特定非営利活動法人」）</p> <p>・特例措置の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 個人住民税の寄附金税額控除について、所得税の控除対象寄附金の範囲を超えて、特定非営利活動法人への寄附金を地方団体が条例に基づき指定できる仕組みを導入する。 個人住民税における「ふるさと寄附金」を活用して、特定非営利活動法人等へ寄附しやすい環境を整備する。 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円に引き下げる。 法人税において、認定特定非営利活動法人を対象とする税制上の優遇措置の新設・拡充・延長が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても適用される。（租税特別措置法第66条の11の2、同法施行令第39条の23、同法施行規則第22の12、特定非営利活動促進法第46条、法人税法第37条、同法施行令第73条、同法施行規則第22条の5関係において措置された場合、国税と自動連動する。） 		
関係条文	地方税法第23条第1項、同法第37条の2、同法第72条の12第1項八、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項、同法第314条の7		
減収見込額	（1.に関して） 9（-） その他、所得税に税額控除を導入することに伴う地方税分 60（-） みなし寄附金の控除限度額の引き上げに伴う地方税分 2.3（1.3） （単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的 公共的な活動を行う機能は、従来の行政機関、公務員だけが担うのではなく、国民や市場・企業も含めた多様な担い手が、多様な分野において共助の精神で参加することによって担われる必要がある。これがいわゆる「新しい公共」のイメージであり、この担い手の一つが特定非営利活動法人である。 同法人は現在全国で約4万法人を数えるが、財政基盤に不安を抱えているところも多く、活動の継続性を確保するためには、今まで以上に寄附を集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。 上記の状況を踏まえて、税制調査会の下に「市民公益税制PT」が設置され、寄附優遇税制の拡充や認定NPO法人の認定基準の見直し等について集中的な議論が行われ、その成果が今回「中間報告書」という形でまとめられた。 今回は、上記の問題意識の下、それに対応する施策をとりまとめた「中間報告書」の主な施策について、改めて税制改正要望するものである。</p> <p>（2）施策の必要性 （公益性の有無）特定非営利活動法人の行う活動は、「不特定かつ多数のもののための利益の増進に寄与する」ものであり（法第2条第1項）いわゆる「公益性」を有する活動である。今回の要望に関する施策は、同法人の財政基盤に資することを目的としており、その意味で公益性を有しているといえる。 （政府の関与の必要性）特定非営利活動法人は、他の営利法人と比べて自らの力で収益を上げ、財政状況を改善する力が必ずしも強いとはいえないこと、また、活動分野は公益として必要ではあるものの、従来の行政では必ずしもカバーしていない分野も多いこと等から、特定非営利活動法人に関する税制改正を要望するもの。 （国と地方の役割分担の適切さ）上記「中間報告書」においては、認定機関のあり方について、従来の国税庁から、法人と身近に接し活動内容を的確に把握することができる地方団体等に移管する方向性が示されている（具体的仕組みについては、今後協議し検討する）。また、個人住民税の寄附金控除について、所得税の控除対象寄附金の範囲を超えて、法人への寄附金を地方団体が条例に基づき指定できる仕組みの導入等の方向性も示されている。このように、施策の実施において、地方団体も独自性を発揮できる仕組みが考えられている。</p>		

本要望に 対応する 縮減案	_____
---------------------	-------

ページ	8 1
-----	-----

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	環境・経済・社会の統合的向上
	政策の達成目標	特定非営利活動法人の財政基盤を整備し、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進を図ること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	_____
	同上の期間中の達成目標	_____
	政策目標の達成状況	認定特定非営利活動法人数 173 法人（平成 22 年 8 月 1 日現在） このうち、平成 22 年度税制改正が施行された平成 22 年 4 月 1 日以降の新規法人数は、46 法人である。
有効性	要望の措置の適用見込み	（平成 23 年度） 認定特定非営利活動法人数・・・約 400 法人 条例指定を受ける特定非営利活動法人数・・・約 700 法人 仮認定特定非営利活動法人数・・・約 700 法人 みなし寄附金制度を利用する法人数・・・約 30 法人
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	（平成 23 年度） ・寄附金の税額控除に伴う減収見込 国税 約 1.2 億円、地方税 約 0.6 億円 ・みなし寄附金の控除限度額の引上げに伴う減収見込み 国税 約 700 万円、地方税 約 230 万円 ・個人住民税の寄附金税額控除に係る対象法人の拡大に伴う減収見込み 国税 約 3,500 万円、地方税 約 900 万円
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税 認定特定非営利活動法人へ寄附した者に対する法人税、所得税及び相続税における特例措置。 認定特定非営利活動法人自身に対する法人税における特例措置。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	寄附金の税制優遇に係る認定特定非営利活動法人制度は、制度の発足以来約 9 年を経ており、この間、認定基準の見直しや申請書類の簡素化等の累次の改正が行われてきた。結果として認定法人数は増加してきているが、法人の財政上の問題を解決するにはまだ十分ではないとの指摘がされている。 今回の要望の基となっている「中間報告書」の内容は、上記指摘を踏まえて、寄附優遇税制の拡充や認定基準の見直しに関して抜本的な制度改正を伴うものであり、『「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応』及び『新成長戦略』にも明記されている。
	ページ	8 2

税負担軽減措置等の適用実績	
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	
前回要望時の達成目標	記載なし
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	_____
これまでの要望経緯	平成 13・14・15・18・20 年度税制改正要望時に要望を提出しており、平成 13 年度の制度創設以降、累次の改正が行われている。